

東京都立農産高等学校 定時制課程

学校いじめ対策委員会 設置要項

第1 目的

学校いじめ対策委員会は、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

第2 設置

学校いじめ対策委員会は、学校運営連絡協議会内に設置する

第3 構成員

学校いじめ対策委員会は、次の者を構成員とする。

校長、副校長、主幹教諭、警察等地域関係官公署代表、保護者代表、地域住民代表、地域事業所代表、その他 校長が必要と認める者

第4 開催

原則として、年3回。また必要に応じて適宜開催する。

第5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

第6 その他必要な事項は、校長が定める。